

観覧車アワード規約

20250709

1. 発 行 枚方アマチュア無線クラブ（25-1-20）
2. 発行対象 日本国内で許可されたアマチュア無線局
3. 交信期間 令和7年10月1日 ～ 令和9年3月31日
4. 申請受付 令和7年12月1日 ～ 令和9年6月30日
5. アワード
 - (1) 10基賞
 - (2) 20基賞
 - (3) 50基賞
 - (4) 100基賞
 - (5) パーフェクト賞
 - (6) V・U賞（50MHz以上）
6. アワードルール
 - (1) 当クラブが作成した観覧車リストにある観覧車の所在する市区町村で運用するアマチュア局（以下「市区町村の局」という。）との交信および枚方アマチュア無線クラブのメンバー局（枚方アマチュア無線クラブ局JK3ZIKを含む）（以下「メンバー局」という。）と交信すること。

10基賞	市区町村の局10局+メンバー局2局との交信で、合計12交信
20基賞	市区町村の局20局+メンバー局4局との交信で、合計24交信
50基賞	市区町村の局50局+メンバー局10局との交信で、合計60交信
100基賞	市区町村の局100局+メンバー局20局との交信で、合計120交信
パーフェクト賞	市区町村の全ての局+メンバー局30局との交信で、合計161交信
V・U賞（50MHz以上）	市区町村の局10局との交信（メンバー局との交信は不要）
 - (2) QSLカード
QSLカードの取得は不要とする。
 - (3) 交信方法
 - ①運用する局において、1回の交信でカウントできる観覧車は1基とする。
 - ②同一メンバー局との交信は、日替わりで有効とする。
 - ③移動運用サービスを行っているメンバー局との交信は、「メンバー局との交信」と「メンバー移動地の観覧車の存する市区町村局との交信」の両方にカウントできる。
7. 申 請
 - ①各賞の申請はバンドやモードが異なれば、複数申請することができる。（FM、SSB、AMモードはPHONEとしてひとくりで申請してもよい。）
 - ②市区町村の局との交信は複数の賞の申請で利用できるが、一つの申請で利用したメンバー局との交信は、別の申請には利用できない。新たにメンバー局と交信して集めること。

8. 申請方法及び申請料
- ①申請料は無料とする。申請書を電子メールへ添付して提出すること。
 - ②申請先、
電子メール : kanransya@jk3zik.com
 - ③申請書様式
アワードの申請用紙は当クラブが準備したもののみ有効とする
ホームページからダウンロードすること。
9. アワード賞状の発行方法
- ①アワード賞状は、PDFファイルをメールに添付して申請局に送る。
 - ②紙による賞状をご希望の方は、手数料500円(1申請につき)を指定する口座へ振り込むこと。
※振込先は下記へお問い合わせ下さい。
 - ③アワードの特記事項は、バンド・モードのみとする。
10. 注意事項
- ①オンエアミーティングやロールコール時の交信は、含めることができない。
 - ②メンバー局リストは、ホームページで確認のこと。
11. その他
- ①受け付けた申請局は順次ホームページに掲載する。(時間がかかることがある)
 - ②ホームページ <https://www.jk3zik.com>
 - ③問い合わせ先
枚方アマチュア無線クラブ 事務局
Email toiawase@jk3zik.com